



○長野県告示第142号

平成13年長野県告示第287号(長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)に基づき知事が定める法人)の一部を次のように改正します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

本則中 「財団法人長野県長寿社会開発センター  
財団法人長野県隣保会館」 を「財団法人長野県長寿社会開発センター」に改める。

法規学事課行政情報室

## ○長野県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年3月13日

長野県知事 田中康夫

## 1 居宅介護事業者

| 事業の種類    | 名称                         | 主たる事務所の所在地                          | 事業所の名称                         | 事業所の所在地                      | 指定年月日                  |
|----------|----------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------|
| 訪問介護     | 医療法人(社団)健和会<br>上伊那医療生活協同組合 | 飯田市鼎中平1936番地<br>上伊那郡箕輪町大字中箕輪11324番地 | 健和会ヘルパーステーション<br>ヘルパーステーションあおぼ | 飯田市鼎西581番地<br>伊那市大字伊那部453番地1 | 平成15年2月1日<br>平成15年3月1日 |
| 通所介護     | 有限会社ぬくもりの家                 | 南安曇郡穂高町有明3617番地11                   | ありあり温泉デザイナーズ                   | 南安曇郡穂高町有明3617番地11            | 平成15年3月1日              |
| 短期入所生活介護 | 社会福祉法人敬老園                  | 小県郡丸子町大字西内800番地                     | うえだ敬老園                         | 上田市中央3丁目15番5号                | 平成15年3月1日              |
| 短期入所療養介護 | 医療法人城西医療財団                 | 松本市城西1丁目5番16号                       | ミサトピア小倉病院                      | 南安曇郡三郷村大字小倉6086番地2           | 平成15年3月1日              |
| 福祉用具貸与   | ダスキン・マル                    | 飯田市伝馬町1番地25                         | ダスキンレントオール松本ステーション             | 松本市芳川小屋628番地3                | 平成15年3月1日              |

2 居宅介護支援事業者

| 名         | 称 | 主たる事務所の所在地      | 事業所の名称          | 事業所の所在地       | 指定年月日     |
|-----------|---|-----------------|-----------------|---------------|-----------|
| 社会福祉法人敬老園 |   | 小県郡丸子町大字西内800番地 | うえだ敬老園居宅介護支援事業所 | 上田市中央3丁目15番5号 | 平成15年3月1日 |

3 介護療養型医療施設

| 施設の種類     | 名称        | 所在地                | 指定年月日     |
|-----------|-----------|--------------------|-----------|
| 介護療養型医療施設 | ミサトピア小倉病院 | 南安曇郡三郷村大字小倉6086番地2 | 平成15年3月1日 |

厚生課

## ○長野県告示第144号

職場適応訓練委託要綱（昭和38年長野県告示第502号）の一部を次のように改正します。

平成15年3月13日

長野県知事 田中康夫

第2第7号中「知的障害者更生相談所、」を「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する」に改め、同第2第8号を次のように改める。

(8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第6号に規定する精神障害者のうち、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたもの

第2第15号を同第2第16号とし、同第2第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同第2第10号の次に次の1号を加える。

(11) 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して5年を経過していないもの並びに同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

第13中「一に」を「いずれかに」に改め、同第13第3号中「第11号」を「第14号」に、「第12号」を「第15号」に、「第2第13号」を「第2第16号」に改める。

職業能力開発課

○長野県告示第145号

長野市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量(都市計画基本図作成)
- 2 作業期間 平成15年2月20日から平成15年3月31日まで
- 3 作業地域 長野市 上ヶ屋他

監 理 課

○長野県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月28日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 152号

(3) 道路の区域

| 区                                            | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員<br>m | 延長<br>km |
|----------------------------------------------|---|-----|------------|----------|
| 茅野市宮川字茅久保3153番の1地先から<br>茅野市宮川字八株3131番の13地先まで |   | 旧   | 11.0~34.8  | 0.6000   |
| 同                                            | 上 | 新   | 14.6~54.0  | 0.6000   |

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 茅野小淵沢葦崎線

(3) 道路の区域

| 区                                                   | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員<br>m | 延長<br>km |
|-----------------------------------------------------|---|-----|------------|----------|
| 諏訪郡富士見町乙事字上ノ原2435番の3地先から<br>諏訪郡富士見町境字居平11251番の1地先まで |   | 旧   | 8.2~18.2   | 0.8336   |
| 同                                                   | 上 | 新   | 11.0~21.0  | 0.8336   |

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 茅野停車場八子ヶ峰公園線

(3) 道路の区域

| 区                                           | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員<br>m | 延長<br>km |
|---------------------------------------------|---|-----|------------|----------|
| 茅野市米澤字北街道397番の3地先から<br>茅野市米澤字壺本権3840番の1地先まで |   | 旧   | 7.3~20.0   | 2.1495   |
| 同                                           | 上 | 新   | 8.0~26.6   | 2.1495   |

道路維持課

## ○長野県告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月28日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月13日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 152号  
 (3) 道路の区域

| 区                                              | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|------------------------------------------------|---|-----|----------|--------|
|                                                |   |     | m        | km     |
| 下伊那郡大鹿村大字大河原371番の2地先から<br>下伊那郡大鹿村大字大河原801番地先まで |   | 旧   | 7.0~15.4 | 0.9133 |
| 同                                              | 上 | 新   | 7.9~19.0 | 0.9270 |

- 2(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 152号  
 (3) 道路の区域

| 区                                              | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員     | 延長     |
|------------------------------------------------|---|-----|-----------|--------|
|                                                |   |     | m         | km     |
| 下伊那郡南信濃村木沢1008番の1地先から<br>下伊那郡南信濃村木沢1007番の1地先まで |   | 旧   | 19.6~43.0 | 0.2000 |
| 同                                              | 上 | 新   | 19.6~43.0 | 0.2000 |

3(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 152号

(3) 道路の区域

| 区 | 間                                            | 新旧別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---|----------------------------------------------|-----|----------|--------|
|   |                                              |     | m        | km     |
|   | 下伊那郡南信濃村木沢1377番地先から<br>下伊那郡南信濃村木沢1379番の1地先まで | 旧   | 4.6~10.2 | 0.1000 |
| 同 | 上                                            | 新   | 4.6~10.2 | 0.1000 |

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 152号

(3) 道路の区域

| 区 | 間                                                | 新旧別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---|--------------------------------------------------|-----|----------|--------|
|   |                                                  |     | m        | km     |
|   | 下伊那郡南信濃村八重河内1089番地先から<br>下伊那郡南信濃村八重河内1318番の1地先まで | 旧   | 2.6~22.2 | 1.5038 |
| 同 | 上                                                | 新   | 3.0~22.2 | 1.5076 |

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 153号

(3) 道路の区域

| 区 | 間                                             | 新旧別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---|-----------------------------------------------|-----|----------|--------|
|   |                                               |     | m        | km     |
|   | 下伊那郡高森町下市田280番の3地先から<br>下伊那郡高森町下市田1439番の1地先まで | 旧   | 8.0~11.7 | 0.9480 |
| 同 | 上                                             | 新   | 8.8~20.8 | 0.9470 |



6(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 418号

(3) 道路の区域

| 区 | 間                                          | 新旧別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---|--------------------------------------------|-----|----------|--------|
|   |                                            |     | m        | km     |
|   | 下伊那郡平谷村737番の599地先から<br>下伊那郡平谷村737番の602地先まで | 旧   | 8.0~11.0 | 0.1510 |
| 同 | 上                                          | 新   | 8.4~14.8 | 0.1510 |

7(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 418号

(3) 道路の区域

| 区 | 間                                          | 新旧別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---|--------------------------------------------|-----|----------|--------|
|   |                                            |     | m        | km     |
|   | 下伊那郡平谷村737番の601地先から<br>下伊那郡平谷村737番の591地先まで | 旧   | 8.2~14.8 | 0.2000 |
| 同 | 上                                          | 新   | 8.2~21.0 | 0.2000 |

8(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 418号

(3) 道路の区域

| 区 | 間                                          | 新旧別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---|--------------------------------------------|-----|----------|--------|
|   |                                            |     | m        | km     |
|   | 下伊那郡平谷村737番の586地先から<br>下伊那郡平谷村737番の581地先まで | 旧   | 8.1~19.0 | 0.1861 |
| 同 | 上                                          | 新   | 8.1~19.0 | 0.1861 |

- 9(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 418号  
 (3) 道路の区域

| 区                                        | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|------------------------------------------|---|-----|----------|--------|
|                                          |   |     | m        | km     |
| 下伊那郡平谷村737番の580地先から<br>下伊那郡平谷村737番の1地先まで |   | 旧   | 8.8~17.6 | 0.2895 |
| 同                                        | 上 | 新   | 8.8~22.8 | 0.2895 |

- 10(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 418号  
 (3) 道路の区域

| 区                                          | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|--------------------------------------------|---|-----|----------|--------|
|                                            |   |     | m        | km     |
| 下伊那郡平谷村737番の443地先から<br>下伊那郡平谷村737番の442地先まで |   | 旧   | 9.1~13.8 | 0.1000 |
| 同                                          | 上 | 新   | 9.1~16.2 | 0.1000 |

- 11(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 大島阿島線  
 (3) 道路の区域

| 区                                           | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---------------------------------------------|---|-----|----------|--------|
|                                             |   |     | m        | km     |
| 下伊那郡喬木村9115番の479地先から<br>下伊那郡喬木村5537番の42地先まで |   | 旧   | 4.2~19.2 | 0.3209 |
| 同                                           | 上 | 新   | 4.2~19.2 | 0.3196 |

道路維持課

## ○長野県告示第148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月28日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月13日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 406号  
 (3) 道路の区域

| 区 | 間                                               | 新旧別 | 敷地の幅員                 | 延長               |
|---|-------------------------------------------------|-----|-----------------------|------------------|
|   | 長野市大字小鍋字下殿3172番の1地先から<br>長野市大字小鍋字湯之瀬1266番の1地先まで | 旧   | m<br>4.0~18.3         | km<br>0.6584     |
| 同 | 上                                               | 新   | 4.0~18.3<br>11.5~98.0 | 0.6584<br>0.6300 |

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 長野戸隠線  
 (3) 道路の区域

| 区 | 間                                            | 新旧別 | 敷地の幅員        | 延長           |
|---|----------------------------------------------|-----|--------------|--------------|
|   | 長野市大字茂菅字仁柵298番の2地先から<br>長野市大字茂菅字仁柵298番の1地先まで | 旧   | m<br>5.8~9.6 | km<br>0.0446 |
| 同 | 上                                            | 新   | 12.4~25.3    | 0.0446       |

- 3(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 飯山妙高高原線  
 (3) 道路の区域

| 区                                                      | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員<br>m | 延長<br>km |
|--------------------------------------------------------|---|-----|------------|----------|
| 上水内郡信濃町大字古海字菅川4460番の1地先から<br>上水内郡信濃町大字古海字菅川4447番の1地先まで |   | 旧   | 4.0~9.8    | 0.1288   |
| 同                                                      | 上 | 新   | 4.8~10.8   | 0.1288   |

- 4(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 東柏原赤塩線  
 (3) 道路の区域

| 区                                                     | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員<br>m | 延長<br>km |
|-------------------------------------------------------|---|-----|------------|----------|
| 上水内郡三水村大字柏原字前田50番の1地先から<br>上水内郡三水村大字赤塩字中毛野2588番の1地先まで |   | 旧   | 6.5~25.0   | 1.3556   |
| 同                                                     | 上 | 新   | 9.0~25.0   | 1.3845   |

道路維持課

○長野県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月28日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県更埴建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月13日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 大町麻績インター戸倉線  
 (3) 道路の区域

| 区                                                            | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員<br>m | 延長<br>km |
|--------------------------------------------------------------|---|-----|------------|----------|
| 更級郡上山田町大字新山字谷穴平1317番の306地先から<br>更級郡上山田町大字新山字谷穴平1317番の306地先まで |   | 旧   | 10.5~55.0  | 0.0540   |
| 同                                                            | 上 | 新   | 29.0~55.0  | 0.0540   |

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 森篠ノ井線  
 (3) 道路の区域

| 区                                              | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員<br>m | 延長<br>km |
|------------------------------------------------|---|-----|------------|----------|
| 更埴市大字屋代字高畑2753番の1地先から<br>更埴市大字屋代字高畑2755番の2地先まで |   | 旧   | 9.0~9.2    | 0.0685   |
| 同                                              | 上 | 新   | 12.2~14.8  | 0.0685   |

道路維持課

○長野県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月28日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月13日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間  
茅野市宮川字茅久保3153番の1地先から  
茅野市宮川字八株3131番の13地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 2(1) 路線名 茅野小淵沢葎崎線
- (2) 供用を開始する区間  
諏訪郡富士見町乙事字上ノ原2435番の3地先から  
諏訪郡富士見町境字居平11251番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 3(1) 路線名 岡谷下諏訪線
- (2) 供用を開始する区間  
岡谷市天竜町三丁目5410番の6地先から  
岡谷市天竜町三丁目5411番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 4(1) 路線名 茅野停車場八子ヶ峰公園線
- (2) 供用を開始する区間  
茅野市米澤字下河原3803番の4地先から  
茅野市米澤字壱本榎3840番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日

道路維持課

○長野県告示第151号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月28日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月13日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路 線 名 152号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡大鹿村大字大河原371番の2地先から  
下伊那郡大鹿村大字大河原801番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 2(1) 路 線 名 152号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡南信濃村木沢1008番の1地先から  
下伊那郡南信濃村木沢1007番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 3(1) 路 線 名 152号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡南信濃村木沢1377番地先から  
下伊那郡南信濃村木沢1379番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 4(1) 路 線 名 152号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡南信濃村八重河内1089番地先から  
下伊那郡南信濃村八重河内1318番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 5(1) 路 線 名 153号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡高森町下市田280番の3地先から  
下伊那郡高森町下市田1439番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 6(1) 路 線 名 418号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡平谷村737番の599地先から  
下伊那郡平谷村737番の602地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 7(1) 路 線 名 418号
- (2) 供用を開始する区間  
下伊那郡平谷村737番の601地先から  
下伊那郡平谷村737番の591地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 8(1) 路 線 名 418号

## (2) 供用を開始する区間

下伊那郡平谷村737番の586地先から

下伊那郡平谷村737番の581地先まで

## (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日

## 9(1) 路 線 名 418号

## (2) 供用を開始する区間

下伊那郡平谷村737番の580地先から

下伊那郡平谷村737番の1地先まで

## (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日

## 10(1) 路 線 名 418号

## (2) 供用を開始する区間

下伊那郡平谷村737番の443地先から

下伊那郡平谷村737番の442地先まで

## (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日

## 11(1) 路 線 名 大島阿島線

## (2) 供用を開始する区間

下伊那郡喬木村9115番の479地先から

下伊那郡喬木村5537番の42地先まで

## (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日

道路維持課

## ○長野県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月28日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県更埴建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月13日

長野県知事 田 中 康 夫



- 1 (1) 路線名 大町麻績インター戸倉線
- (2) 供用を開始する区間  
更級郡上山田町大字新山字谷穴平1317番の304地先から  
更級郡上山田町大字新山字谷穴平1317番の305地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 2 (1) 路線名 長野上田線
- (2) 供用を開始する区間  
埴科郡坂城町大字上平字小網2356番の3地先から  
埴科郡坂城町大字上平字小網2291番の41地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 3 (1) 路線名 森篠ノ井線
- (2) 供用を開始する区間  
更埴市大字雨宮字町田1378番地先から  
更埴市大字雨宮字大宮43番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 4 (1) 路線名 森篠ノ井線
- (2) 供用を開始する区間  
更埴市大字雨宮字北野701番の1地先から  
更埴市大字屋代字高畑2761番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 5 (1) 路線名 白石更埴線
- (2) 供用を開始する区間  
更埴市大字屋代字内田98番の1地先から  
更埴市大字屋代字内田96番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日

道路維持課

## ○長野県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月28日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月13日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 406号
- (2) 供用を開始する区間  
長野市大字小鍋字下殿3150番地先から  
長野市小鍋字湯之瀬1266番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 2(1) 路線名 信濃信州新線
- (2) 供用を開始する区間  
上水内郡鬼無里村大字日影字萩之峰3474番の2地先から  
上水内郡鬼無里村大字日影字萩之峰3471番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 3(1) 路線名 長野戸隠線
- (2) 供用を開始する区間  
長野市大字茂管字仁柵298番の2地先から  
長野市大字茂管字仁柵298番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 4(1) 路線名 飯山妙高原線
- (2) 供用を開始する区間  
上水内郡信濃町大字古海字管川4460番の1地先から  
上水内郡信濃町大字古海字管川4447番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日
- 5(1) 路線名 東柏原赤塩線
- (2) 供用を開始する区間  
上水内郡三水村大字柏原字前田50番の1地先から  
上水内郡三水村大字赤塩字中毛野2588番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月13日

道路維持課